

公立大学法人滋賀県立大学 エックス線装置および法規制の対象とはならない放射性同位元素等ならびに学外の放射線施設の利用に係る放射線障害予防規程

平成 28 年 1 月 6 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第164号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）に準じ、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）におけるエックス線装置、法規制の対象とはならない放射性同位元素および放射性同位元素装備機器の管理ならびに学外の放射線施設の利用に関する事項を定め、放射線障害を防止し、併せて公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 放射線 電離則第2条第1項に規定する電離放射線をいう。
- (2) 放射性物質 放射線を放出する同位元素、その化合物およびこれらの含有物で、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する数量または濃度以下の物質をいう。
- (3) 管理区域 電離則第3条第1項に規定する管理区域をいう。
- (4) エックス線装置 1メガ電子ボルト未満のエックス線を発生する装置で、定格電圧が10キロボルト以上の装置をいう。
- (5) エックス線装置室 前号のエックス線装置を設置する部屋をいう。
- (6) 放射線装置 第2号に規定する放射性物質を装備している機器(エックス線装置を含む。)をいう。
- (7) 放射線装置室 前号の放射線装置を設置する部屋(エックス線装置室を含む。)をいう。
- (8) 学外の放射線施設 放射線を放出する同位元素、その化合物およびこれらの含有物で、電離則第2条第2項に規定する数量および濃度以上の物質を取り扱う施設とし、本学以外のところにあるものをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学の教職員および学生であって放射線装置室に立ち入る者なら

びに学外の放射線施設に立ち入る者に適用する。

(遵守等の義務)

第4条 第13条の規定により登録された放射線装置取扱者および放射線装置室に一時的に立ち入る者は、この規程および第7条第1項に定める放射線取扱主任者が放射線装置の管理のために行う指示を遵守しなければならない。

第2章 組織および職務

(組織)

第5条 本学における放射線障害の防止に関する組織は、別図のとおりとする。

(放射線安全連絡会議)

第6条 放射線障害の防止について必要な事項を企画審議するために、公立大学法人滋賀県立大学放射線安全連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

(主任者等の選任)

第7条 理事長は、放射線装置の管理について総括的な監督を行わせるため、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。なお、主任者は、公立大学法人滋賀県立大学放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）第5条第1項の規定に基づき選任した主任者をもって充てるものとする。

2 理事長は、主任者が旅行、疾病その他の理由により不在のとき、その職務を代行させるため、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。

(主任者の職務)

第8条 主任者は、本学における放射線装置の管理に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本規程の改廃への参画
- (2) 放射線装置管理上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく届出、報告の審査
- (4) 立入検査時の立会い
- (5) 異常および事故の原因調査への参画
- (6) 理事長に対する意見の具申
- (7) 使用状況および施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告および指示
- (9) 放射線安全連絡会議の開催の要求

(10)選任後1年以内、その後は3年を超えない期間ごとに、登録定期講習機関が実施する定期講習の受講

(11)その他放射線装置の管理に関する必要事項

(代理者の職務)

第9条 代理者は、主任者が旅行、疾病その他の理由により不在となるときは、その職務を代行しなければならない。

(エックス線等管理責任者)

第10条 放射線装置の管理に関する業務を遂行するため、エックス線等管理責任者を置く。

2 エックス線等管理責任者は、主任者が、エックス線作業主任者免許を受けた者のうちから選任する。

3 エックス線等管理責任者は、放射線装置室において放射線装置の管理のために必要な措置を行うとともに、主任者あるいは第12条第1項に定める施設管理責任者が放射線装置の管理のために行う指示を放射線装置取扱者が遵守するように、徹底しなければならない。

4 エックス線等管理責任者は、前項の措置に加え、次の業務を行う。

(1) 放射線測定機器の保守および管理

(2) 放射線装置取扱者に対する教育訓練計画の立案およびその実施

(3) その他放射線装置の管理に関する必要事項

(エックス線作業主任者または放射線装置管理責任者)

第11条 主任者は、エックス線機器等の安全な取扱いを図るため、装置外部に管理区域を有するエックス線装置については、管理区域ごとにエックス線作業主任者を選任する。この場合、エックス線作業主任者は、エックス線作業主任者免許を有する教職員のうちから選任しなければならない。

2 前項にかかわらず、以下の条件を全て満たすエックス線装置にはエックス線作業主任者を置かなくても良い。

(1) 外部に管理区域を有しない装置

(2) エックス線を発生したまま装置内部に入ることができないよう、インターロック等の安全機能が備えられている装置

(3) 前号の安全機能が容易に解除できない装置

3 前項によりエックス線作業主任者を置かないエックス線装置および放射線装置については、当該装置ごとに放射線装置管理責任者を選任するものとする。

- 4 エックス線作業主任者または放射線装置管理責任者は、次の業務を行う。
- (1) 放射線装置の使用、保管、運搬および廃棄についての管理
 - (2) 放射線装置の巡視および点検
 - (3) 施設等の自主点検
 - (4) 放射線装置における放射線の量の測定
- 5 前項第4号の測定は、使用開始前1回、使用開始後にあつては6月以内ごとに1回、行なうこととする。

(施設管理責任者)

第12条 放射線装置にかかわる施設および設備の保守管理に関する業務を遂行するため、施設管理責任者を置く。なお、施設管理責任者は、予防規程に定める施設管理責任者をもって充てるものとする。

- 2 施設管理責任者は、次の業務を行う。
- (1) 電源設備、給排水設備、給排気設備等の施設および設備の保守管理
 - (2) 施設等の自主点検

第3章 放射線装置取扱者の登録等

(放射線装置取扱者の登録)

第13条 放射線装置の取扱いまたは管理に関する業務に従事しようとする者は、あらかじめ主任者の了承を得たうえで、別に定める様式により理事長に放射線装置取扱者の登録の申請をしなければならない。

- 2 前項の申請をした者（以下「登録申請者」という。）は、第22条の教育および訓練ならびに必要な応じて第23条の健康診断を受けなければならない。
- 3 理事長は、前項の健康診断により可とされ、かつ前項の教育訓練の修了者に限り、放射線装置取扱者として登録するものとする。ただし、登録期間は、その年度内限りとする。
- 4 登録の更新をしようとする者は、あらかじめ主任者の了承を得たうえで、その年度の末日までに理事長に登録の更新を申請しなければならない。
- 5 理事長は、前項の申請があつたときは、登録の更新をするものとする。
- 6 放射線装置取扱者以外の者は、放射線装置を取り扱う業務に従事し、または放射線装置室もしくは管理区域に立ち入ってはならない。ただし、見学等の目的で主任者の許可を得て一時的に立ち入る者は、この限りでない。
- 7 前項の規定にかかわらず、主任者が許可した場合は、放射線装置取扱者以外の者であっても教育目的に限り、管理区域外において、密封された放射性物質を取り扱うこ

とができる。

(遵守事項)

第14条 放射線装置取扱者は、法令等を遵守するとともに、主任者が放射線装置の管理のために行う指示に従わなければならない。

第4章 学外の放射線施設の利用

(学外の放射線装置の利用)

第15条 学外の放射線施設において放射性同位元素等を取り扱う業務に従事する場合は、あらかじめ、当該施設が定めた申請書類（健康診断書および第22条第5項に定める外部の機関等における教育および訓練の修了証明書(いずれも写しで可)を含む。)を添えて主任者のもとへ届出をし、承認を得なければならない。

第5章 維持および管理

(放射線装置の設置等の申請)

第16条 放射線装置の設置または移動を行う場合は、主任者の承認を得たうえで、放射線装置の設置（移動）届を施設管理責任者に提出しなければならない。

- 2 前項の放射線装置の設置または移動に伴い労働基準監督署等への届出が必要な場合は、当該装置を管理するエックス線作業主任者または放射線装置管理責任者が必要な書類を作成し、施設管理責任者を經由して届出を行うものとする。

(放射線装置室の維持および管理)

第17条 エックス線等管理責任者は、エックス線作業主任者または放射線装置管理責任者に放射線装置室を定期的に点検整備させ、適切に維持し、管理しなければならない。

- 2 エックス線作業主任者または放射線装置管理責任者は、前項の規定による点検の結果を記帳し、主任者を經由して理事長に報告しなければならない。また、エックス線等管理責任者は、この記録を5年間保存しなければならない。

第6章 放射線装置の取扱い等

(放射線装置の取扱い等)

第18条 放射線装置を取り扱う場合は、前条の義務に加え、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 放射線装置取扱者は、エックス線作業主任者または放射線装置管理責任者の指示に従い、人体に受ける放射線の量をできるだけ少なくするように作業すること。

- (2) 経験の少ない者は、単独で作業しないこと。
- (3) 放射線装置室内は、常に整理整頓し、器具薬品等の持ち込みは必要最小限にとどめること。
- (4) 放射線装置室内の機器、物品等の転倒および落下を防止するための措置について随時点検し、その適正を期すること。
- (5) 放射線装置室入口に放射線装置を設置していることがわかる表示を行うこと。
- (6) 放射線装置室で作業をする者は、必要に応じてガラスバッジ、ポケット線量計等の放射線測定器を使用すること。

(放射線装置の廃棄)

第19条 放射線装置を廃棄する必要があるときは、エックス線作業主任者または放射線装置管理責任者は、主任者の承認を得たうえで、放射線装置の廃棄届を施設管理責任者に提出した後に、廃棄業者等に引き渡さなければならない。

- 2 前項の放射線装置の廃棄に伴い労働基準監督署等への届出が必要な場合は、当該装置を管理するエックス線作業主任者または放射線装置管理責任者が必要な書類を作成し、施設管理責任者を經由して届出を行うものとする。

第7章 測定

(場所の測定)

第20条 エックス線等管理責任者は、電離則第54条の規定に基づき、管理区域について、1月以内(放射線装置を固定して使用する場合において使用の方法およびしゃへい物の位置が一定しているとき、または3.7ギガベクレル以下の放射性物質を装備している機器を使用するときは、6月以内)ごとに1回、定期的に外部放射線による線量当量率または線量当量を放射線測定器を用いて測定し、その都度、次の事項を記録し、5年間保存しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定方法
- (3) 測定器の種類、型式および性能
- (4) 測定箇所
- (5) 測定条件
- (6) 測定結果
- (7) 測定を実施した者の氏名
- (8) 測定結果に基づいて実施した措置の概要

- 2 エックス線作業主任者または放射線装置管理責任者は、装置外部に管理区域を有しない放射線装置室についても、6月以内ごとに1回、定期的に外部放射線による線量当量率または線量当量を放射線測定器を用いて測定し、その都度、前項各号に掲げる事項を記録し、5年間保存しなければならない。

(個人被ばく線量の測定、測定結果の記録)

第21条 エックス線等管理責任者は、電離則第8条の規定に基づき、管理区域に立ち入った者の被ばくによる線量の測定を行わなければならない。また、学外の放射線施設において取扱等業務に従事した者についても同様に行わなければならない。なお、学外の放射線施設における被ばく状況の通知書がある場合は、その写しを施設管理責任者に提出することで測定に替えることができる。

- 2 放射線装置取扱者についての被ばくによる線量の測定は、必要に応じて前項に準じて行うものとする。
- 3 前2項による測定の結果は、主任者がこれを確認したのち、施設管理責任者が永久に保存しなければならない。

第8章 教育および訓練

(教育および訓練)

第22条 エックス線等管理責任者は、次の各号に掲げる者（登録申請者を含む。）に対し、放射線装置等を管理するために必要な教育および訓練を施さなければならない。

- (1) 放射線装置取扱者で管理区域に立ち入る者
- (2) 放射線装置取扱者で管理区域に立ち入らない者
- 2 前項各号に掲げる者に対する教育および訓練は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 初めて管理区域に立ち入る前または放射線作業を開始する前にあっては、次の表の項目に応じ、同表の時間数の欄に掲げる時間数以上実施すること。

項 目	時 間 数	
	前項第1号に掲げる者	前項第2号に掲げる者
放射線の人体に与える影響	30分	30分
放射性物質または放射線装置の安全な取扱い	4時間	1時間30分
放射線障害防止に関する法令	1時間	30分

予防規程	30分	30分
その他放射線障害防止に関して必要な事項	必要時間数	同左

- (2) 管理区域に立ち入った後または放射線作業を開始した後にあつては、1年を超えない期間ごとに、前号の表の項目について実施すること。
- 3 前項の規定にかかわらず、前項の表の項目に関し十分な知識および技能を有していると認められる者に対しては、教育および訓練の全部または一部を省略することができる。
- 4 第13条第6項但し書きの規定により、放射線装置取扱者以外の者で主任者が一時立入者として許可した者に対する教育および訓練は、当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について実施するものとする。
- 5 学外の放射線施設を利用する場合に、第2項に定める教育および訓練の内容が当該施設等の定める内容に不足するときは、外部の機関等において必要な教育および訓練を受けるものとする。

第9章 健康診断

(健康診断)

第23条 エックス線等管理責任者は、必要に応じ、放射線装置取扱者（登録申請者を含む。）に対し、次の各号に定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

(1) 実施時期

ア 放射線装置取扱者として登録（登録の更新を除く。）する前または初めて管理区域に立ち入る前

イ 管理区域に立ち入った後にあつては、6月を超えない定期の期間ごと

(2) 健康診断は、問診および検査または検診とする。

(3) 問診は、放射線の被ばく歴およびその状況について行う。

(4) 検査または検診は、次の項目について行う。ただし、イおよびウについては、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

ア 末しょう血液中の血色素量またはヘマトクリット値、赤血球数、白血球数および白血球百分率

イ 皮膚

ウ 眼

2 エックス線等管理責任者は、前項第1号の規定にかかわらず、放射線装置取扱者が

次の各号の一つに該当する場合は、遅滞なくその者に対し健康診断を実施しなければならない。

- (1) 放射性物質を誤って摂取した場合
 - (2) 実効線量限度または等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、または被ばくしたおそれのある場合
- 3 健康診断の結果は、施設管理責任者が永久に保存しなければならない。
(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第24条 エックス線等管理責任者は、放射線装置取扱者が放射線障害を受け、または受けたおそれのある場合は、主任者と協議し、その程度に応じて、管理区域への立入時間の短縮または立入禁止等、健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

- 2 エックス線等管理責任者は、本学内において、放射線装置取扱者以外の者が放射線障害を受けまたは受けたおそれのある場合は、遅滞なく医師による診断、保健指導等の適切な措置を講じなければならない。

第10章 危険時、災害時の措置

(放射線装置の危険時の措置)

第25条 災害および事故が発生したときは、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 強い地震が発生した場合には、直ちに放射線装置の電源を切ること。
- (2) 放射線装置室に火災が発生し、または放射線装置室に延焼するおそれがある場合には、消火または延焼の防止に努めること。
- (3) 放射線障害を受けた者または放射線障害を受けたおそれのある者がいる場合には、速やかにエックス線作業主任者または放射線装置管理責任者に通報し、適切な措置を講ずること。なお、事故が発生し、実効線量が15mSvを超えるおそれのある区域内にいた全ての者に対し、理事長は速やかに医師の診察または処置を受けさせると同時に、速やかにその旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

(地震等の災害時における放射線装置の措置)

第26条 地震、火災等の災害が起こった場合には、エックス線等管理責任者および施設管理責任者は、別表に定める項目およびその他必要な項目について放射線装置等の点検を行い、その結果を記帳し、主任者を經由して理事長に報告しなければならない。

第11章 記録および保存

(記録および保存)

第27条 エックス線等管理責任者、施設管理責任者およびエックス線作業主任者または放射線装置管理責任者は、それぞれが所管する放射線装置の使用、施設の点検ならびに教育および訓練に関する帳簿を備え、記帳し年度毎に閉鎖しなければならない。

- 2 前項の規定により閉鎖した記録帳簿は、エックス線等管理責任者または施設管理責任者を經由し、主任者の検査を受けた後、施設管理責任者が5年間保存しなければならない。

第12章 雑則

(学外者の使用)

第28条 本学の教職員および学生以外の者で、本学の放射線装置の使用を希望する者は、エックス線等管理責任者に申請し、その許可を得なければならない。

- 2 エックス線等管理責任者は、前項の申請があったときは、主任者、エックス線作業主任者または放射線装置管理責任者の同意を得て、放射線施設を使用する資格があると認める場合に限り、許可するものとする。

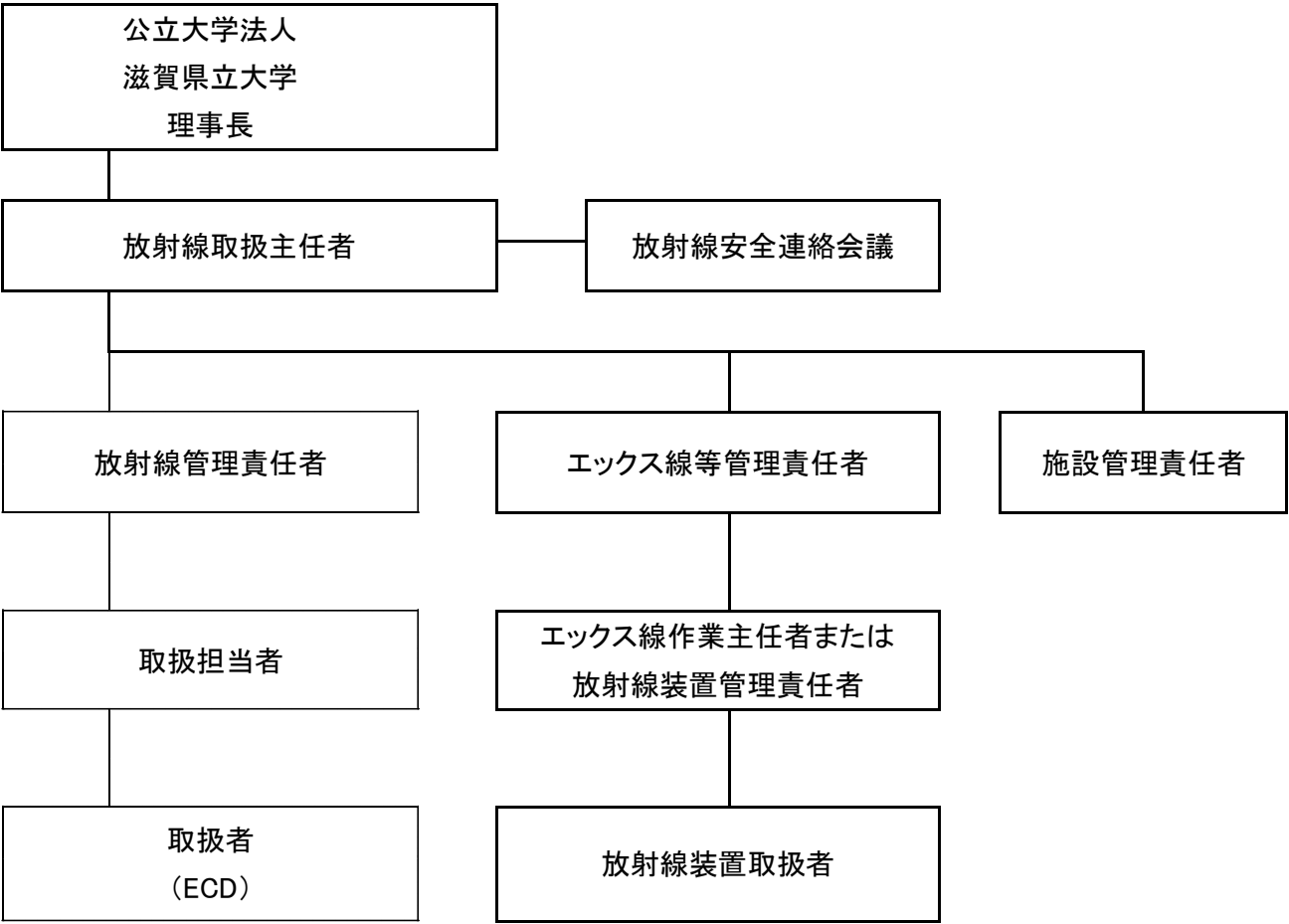
付 則

この規程は、平成28年12月6日から施行する。

別表 自主点検実施項目

区 分	点 検 項 目	実 施 者
施設の状況	・設置位置等 ・施設の状況 ・施設周囲の状況 ・標識の設置 ・注意事項の掲示	施設管理責任者 〃 〃 エックス線等管理責任者 〃
装置の状況	・設置位置等 ・装置の状況 ・装置周囲の状況 ・標識の設置	エックス線等管理責任者 〃 〃 〃
貯蔵容器	・設置位置等 ・構造および材料 ・しゃへい物の状況 ・放射性同位元素の保管量 ・閉鎖状況	エックス線等管理責任者 〃 〃 〃 〃

別図 公立大学法人滋賀県立大学エックス線装置および法規制の対象とはならない放射性同位元素等ならびに学外の放射線施設の利用に係る放射線障害予防規程に定める組織



※破線は公立大学法人滋賀県立大学放射線障害予防規程に定める組織